

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 小池善明

上場推進のための新規上場手数料等の見直しに伴う「有価証券上場規程」等の一部改正について

本所は、「有価証券上場規程」等の一部改正を行い、本所が定める日から施行します。（詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は、他市場経由での上場及び他の金融商品取引所との同時上場を推進し、重複上場会社のコスト負担を軽減するため、新規上場手数料について見直し、追加上場手数料等の上限額を変更するなど「有価証券上場規程」等について所要の改正を行うものです。

I. 概要

1. 他市場上場会社が上場する場合又は他の金融商品取引所と同時上場する場合の新規上場手数料の見直し

新規上場申請者が他市場上場会社である場合又は本所と国内の他の金融商品取引所と同時に上場される場合の新規上場手数料については50万円とする。

2. 新株の発行・追加上場等の場合の手数料の見直し

重複上場会社が新株発行・追加上場する場合の手数料については、その料率を1株あたりの払込金額に新株発行数を乗じた額の万分の1の額とする。

3. 公募・第三者割当等に伴う手数料等の上限額の見直し

公募・第三者割当等に伴う手数料、新規上場手数料（定額料金と定率料金の合計額）の上限額を500万円とする。

4. その他

(1) 新規上場手数料（定率）の見直し

従来、定額料金及び定率料金により計算することとしてきた本則市場及びアンビシャスへの新規上場手数料について、上場株式数に応じて計算してきた定率料金を、新規上場の際の公募・売出しによる調達額に応じて計算する料金体系にします。

[本則市場への新規上場に係る上場手数料]

定額：300万円（従来どおり）

定率：上場申請に係る株券の公募数に公募価格を乗じて得た金額の万分の2
上場申請に係る株券の売出数に売出価格を乗じて得た金額の万分の1

[アンビシャスへの新規上場に係る上場手数料]

定額：150万円（従来どおり）

定率：上場申請に係る株券の公募数に公募価格を乗じて得た金額の万分の2

上場申請に係る株券の売出数に売出価格を乗じて得た金額の万分の1

(2) その他所要の改正を行う。

なお、「本所が定める日」は、平成30年4月2日とします。

以 上

上場推進のための新規上場手数料等の見直しに伴う「有価証券上場規程」等
の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
2. 有価証券上場規程別表の一部改正新旧対照表	3
3. 有価証券上場規程別表取扱い要領の一部改正新旧対照表	6

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>平成13年10月1日改正付則</p> <p>(削る)</p>	<p>平成13年10月1日改正付則</p> <p><u>(上場手数料に係る経過措置)</u></p> <p><u>第3条 改正後の有価証券上場規程別表第1.株券</u></p> <p><u>1 上場手数料の規定にかかわらず、この改正規定施行の日以後に、新規上場申請者の上場申請した株券の上場（アンビシャスへの上場を除く。）がなされる場合における上場手数料は、</u> <u>当分の間、次に定める金額とする。</u></p> <p><u>[定額] 300万円</u></p> <p><u>[定率]</u></p> <p><u>上場日における上場株式数を次の算式により調整した株式数（以下「投資単位調整後上場株式数」という。）について</u></p> <p><u>1 単位につき 12円（2,000万円を上限とする。）</u></p> <p><u>「投資単位調整後上場株式数」</u></p> <p><u>= 「上場株式数」 × $\frac{\text{「上場日の投資単位」}}{50万円}$</u></p> <p><u>算式中「上場日の投資単位」は上場日の本所における最終価格を用いて計算し、当該日において売買が成立しない場合には、当該日の国内の他の金融商品取引所における最終価格を用いて計算する。ただし、上場日の本所及び国内の他の金融商品取引所における売買が成立しない場合には、上場日後本所において最初に売買立会が成立した日と国内の他の金融商品取引所において最初に売買立会が成立した日のいずれか早く到来した日の最終価格を用いて計算し、本所において最初に売買立会が成立した日と国内の他の金融商品取引所において最初に売買立会が成立した日が同日である場合には、当該日の本所の最終価格</u></p>

を用いて計算する。(第2項において同じ。)

2 改正後の有価証券上場規程別表第1.株券 1
上場手数料の規定にかかわらず、この改正規定
施行の日以後に、新規上場申請者の上場申請し
た株券のアンビシャスへの上場がなされる場合
における上場手数料は、当分の間、次に定める
金額とする。

[定額] 150万円

[定率]

上場日における上場株式数を次の算式によ
り調整した株式数(以下「投資単位調整後上
場株式数」という。)について

1単位につき 12円(2,000万円を
上限とする。)

付 則

平成13年10月1日改正付則第3条を削る改
正規定は、本所が定める日から施行する。

有価証券上場規程別表の一部改正新旧対照表

新			旧		
第1 株 券 1 上場手数料			第1 株 券 1 上場手数料		
区分	納入期	徴収標準 (定額・定率)	区分	納入期	徴収標準 (定額・定率)
新規上場申請者の上場申請した株券の上場(アンビシャスへの上場を除く。)	上場日の属する月の翌月末日まで	[定 額] 300万円	新規上場申請者の上場申請した株券の上場(アンビシャスへの上場を除く。)	上場日の属する月の翌月末日まで	[定 額] 300万円
		[定 率] <u>次の(1)及び(2)に掲げる金額の合計金額とする。ただし、500万円を上限とする。</u> <u>(1)上場申請に係る株券の公募数に公募価格を乗じて得た金額の</u> 万分の2 <u>(2)上場申請に係る株券の売出数に売出価格を乗じて得た金額の</u> 万分の1			[定 率] <u>上場株式数について1単位は、単元株式数(会社法(平成17年法律第86号)第2条第20号に規定する単元株式数をいう。以下同じ。)</u> <u>を定める場合には当該単元株式数をいい、単元株式数を定めない場合には1株をいう。以下有価証券上場規程別表において同じ。)につき</u> 12円
新規上場申請者の上場申請した株券のアンビシャスへの上場	上場日の属する月の翌月末日まで	[定 額] 150万円	新規上場申請者の上場申請した株券のアンビシャスへの上場	上場日の属する月の翌月末日まで	[定 額] 150万円
		[定 率] <u>次の(1)及び(2)に掲げる金額の合計金額とする。ただし、500万円を上限とする。</u> <u>(1)上場申請に係る株券の公募数に公募価格を乗じて得た金額の</u> 万分の2 <u>(2)上場申請に係る株券の売出数に売出価格を乗</u>			[定 率] <u>上場株式数について1単位につき</u> 12円

		<u>じて得た金額の</u> <u>万分の1</u>			
上場会社が新たに発行する株券の上場	上場日の属する月の翌月末日まで	(略)	上場会社が新たに発行する株券の上場	上場日の属する月の翌月末日まで	(略)

平成22年7月30日改正付則

- 1 (略)
- 2 前項の規定にかかわらず、国内の他の金融商品取引所と重複上場している会社（以下「重複上場会社」という。）が新たに発行する株券の上場手数料の徴収標準率は、当分の間、万分の1.0とする。
- 3～6 (略)
- 7 本所のみを上場している会社が、国内の他の金融商品取引所に上場することとなった場合は、当分の間、上場日の翌年から原則として年賦課金の3分の1の額を納入するものとする。

8 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。
- 2 改正後の第11上場手数料関係の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用

平成22年7月30日改正付則

- 1 (略)
- 2 前項の規定にかかわらず、国内の他の金融商品取引所と重複上場している会社（以下「重複上場会社」という。）が新たに発行する株券の上場手数料の徴収標準率は、当分の間、万分の2.0とする。
- 3～6 (略)
- 7 本所のみを上場している会社が、国内の他の金融商品取引所に上場することとなった場合は、当分の間、上場日の翌年から原則として年賦課金の3分の1の額を納入するものとする。

また、新規上場申請者が国内の他の金融商品取引所と同時に上場する場合においては、当分の間、原則として年賦課金の3分の1の額を納入するものとする。

8 (略)

する。

3 改正後の平成22年7月30日改正付則第2項の規定は、施行日以後に到来する日を納入期とする上場手数料から適用する。

有価証券上場規程別表取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第1 株 券</p> <p>(1) 上場手数料関係</p> <p>a・b (略)</p> <p>c <u>新規上場申請者の上場申請した株券の上場をする場合において、次の(a)又は(b)に該当する場合には、別表に定める上場手数料の額にかかわらず50万円とする。</u></p> <p><u>(a) 新規上場申請者の上場申請した株券が、既に国内の他の金融商品取引所に上場されている場合。</u></p> <p><u>(b) 新規上場申請者の上場申請した株券が、本所と国内の他の金融商品取引所に同時に上場される場合。</u></p> <p>d・e (略)</p> <p>f 発行済株式のうち上場に適さない株式として上場されていなかった株式が上場されることとなった場合の上場手数料については、次の(a)又は(b)に掲げる場合の区分に応じ、当該(a)又は(b)に定めるところによる。</p> <p>(a) 上場に際して自己株式として取得される場合</p> <p>上場に際して取得した自己株式の処分(会社法第199条第1項に規定する募集によるものに限る。)を行う場合においては、「新規上場申請者の上場申請した株券の上場(アンビシャスへの上場を除く。)」の「徴収標準」〔定率〕<u>(2)</u>を準用するものとする。この場合における納入期は、当該自己株式の処分に係る払込期日又は払込期間の最終日の属する月の翌月末日までとする。</p> <p>(b) 前(a)以外の場合</p>	<p>第1 株 券</p> <p>(1) 上場手数料関係</p> <p>a・b (略)</p> <p>c <u>新規上場申請者の上場申請した株券が、既に国内の他の金融商品取引所に上場されている場合は、別表に定める上場手数料の2分の1を上場手数料とする。ただし、本所がこれを不相当と認めたときは、この限りでない。</u></p> <p>d・e (略)</p> <p>f 発行済株式のうち上場に適さない株式として上場されていなかった株式が上場されることとなった場合の上場手数料については、次の(a)又は(b)に掲げる場合の区分に応じ、当該(a)又は(b)に定めるところによる。</p> <p>(a) 上場に際して自己株式として取得される場合</p> <p>上場に際して取得した自己株式の処分(会社法第199条第1項に規定する募集によるものに限る。)を行う場合においては、「新規上場申請者の上場申請した株券の上場(アンビシャスへの上場を除く。)」の「徴収標準」〔定率〕を準用するものとする。この場合における納入期は、当該自己株式の処分に係る払込期日又は払込期間の最終日の属する月の翌月末日までとする。</p> <p>(b) 前(a)以外の場合</p>

「新規上場申請者の上場申請した株券の上場（アンビシャスへの上場を除く。）」の〔定率〕(2)を準用するものとする。

fの2 (略)

g 上場会社の公募及び第三者割当等において発行する新株式に係る上場手数料の上限は500万円とする。

h～k (略)

(2) (略)

(3) T D n e t 利用料関係

a T D n e t 利用料の対象となる上場会社は、本所の単独上場会社（本所のみを上場している会社をいう。以下同じ。）及び東京証券取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所以外の金融商品取引所との重複上場会社とする。

付 則

- 1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。
- 2 改正後の第1（1）上場手数料関係cの規定は、この改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。
- 3 改正後の第1（1）上場手数料関係gの規定は、施行日以後に行われた公募及び第三者割当等において発行した新株式に係る上場手数料から適用する。

「新規上場申請者の上場申請した株券の上場（アンビシャスへの上場を除く。）」の〔定率〕を準用するものとする。

fの2 (略)

g 上場会社の公募及び第三者割当等において発行する新株式に係る上場手数料の上限は6,000万円とする。

h～k (略)

(2) (略)

(3) T D n e t 利用料関係

a T D n e t 利用料の対象となる上場会社は、本所の単独上場会社（本所のみを上場している会社をいう。以下同じ。）及び東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所以外の金融商品取引所との重複上場会社とする。